

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う税務システムの改修等について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う税務システムの改修等
担当課	税務課
目的	税証明書についてコンビニ交付サービスを導入し、税証明書の交付に係る拠点及び取扱時間を拡充することにより、区民サービスの向上を図る。
対象者	新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人
事業内容	<p>区では、平成 30 年 12 月（予定）から、税証明書について、マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書（※）を利用したコンビニ交付サービスを導入することとした。</p> <p>当該コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が運営するサービスであり、全国のコンビニエンスストア等（約 53,000 店舗）に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）を、利用者自らが操作することにより税証明書の交付を受けることができるものである。これにより、区役所に行かずともキオスク端末が設置されているコンビニエンスストア等で税証明書を取得できるほか、区の開庁時間外でも税証明書を取得できるようになり、区民サービスの向上につながる。（資料 60-1）（平成 29 年 12 月 1 日現在、全国 303 の自治体（23 区内では 14 区）で実施）</p> <p>このコンビニ交付サービスを導入するため、区の中央電子計算組織（ホストシステム）である税務情報トータルシステム（以下「税務システム」という。）及び証明書自動交付システムを改修し、機構との間において、税証明書の請求に係る情報及び当該請求に係る証明書データ（PDF ファイル形式）を送受信できるようにする。（以下の①②③の内容）</p> <p>また、当該コンビニ交付サービスの実施のため、サービスの運営主体であり、かつ、あらかじめコンビニ事業者等と一括して契約を締結している機構にコンビニ交付に係る業務を委託し、さらに当該業務の一部をコンビニ事業者等に再委託する。（以下の④⑤の内容）</p> <p>① 税務システム及び証明書自動交付システムの改修 …………… P. 3 ② 証明書自動交付システムの改修の委託 …………… P. 4 ③ 機構との外部結合 …………… P. 5 ④ 税証明書のコンビニ交付サービス実施に係る業務の委託（機構）… P. 6 ⑤ 税証明書のコンビニ交付サービス実施に係る業務の再委託（コンビニ事業者等） …………… P. 7</p> <p>※ インターネットサイトやキオスク端末等にログインした者が、利用者本人であることを証明することができる仕組みをいう。</p>

件名 税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う税務システム及び証明書自動交付システムの改修について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人 2 記録項目 (1)資料60-2(1)に掲げる各項目 (2)資料60-2(2)に掲げる各項目 3 記録するコンピュータ (1)税務システム(情報システム課) (2)証明書自動交付システム(税務課)
新規開発・追加・変更の理由	本件コンビニ交付サービスにより、区役所に行かずともキオスク端末が設置されているコンビニエンスストア等で税証明書を取得できるほか、区の開庁時間外でも税証明書を取得できるようになり、区民サービスの向上につながるため
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存の税務システムに以下の機能を追加する。 証明書自動交付システムへ、税証明書の作成に必要な情報を送信する機能 2 既存の証明書自動交付システムに以下の機能を追加する。 (1) 税務システムから、税証明書の作成に必要な情報を受信する機能 (2) 税務システムから受信した情報をもとに、税証明書を作成する機能 (3) 区の住基ネットCS(※1)から利用者証明用電子証明書のシリアル番号(※2)(以下「シリアル番号」という。)を取得し、記録する機能 (4) 機構の証明書交付センター(※3)からシリアル番号及び税証明書の交付に必要な情報(※4)(以下「シリアル番号等」という。)を受信する機能 (5) 上記(4)で受信したシリアル番号等から対象者及び対象の税証明書を特定し、当該税証明書の請求に応じた証明書データをPDFファイルで作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能(資料60-3) <p>※1 住民基本台帳ネットワークシステムの「コミュニケーションサーバ」の略称。国により開発された住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器であり、各区市町村に設置され、各区市町村が管理・運用を行っているものである。</p> <p>※2 電子証明書発行の際に付番される最大40桁の英数字。(桁数可変)</p> <p>※3 機構が運営する組織であり、地方公共団体のシステムとコンビニ事業者等のECセンターを連携するものをいう。</p> <p>※4 「税証明書の種別」、「年度」、「交付部数」</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個人情報及び特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 2 個人情報及び特定個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、必要に応じて区職員による立入調査等の監査を行う。 3 委託先がシステム機器を操作する際は、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 委託先が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の各項目の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 5 実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、セットアップ作業時は区職員が立ち会う。 6 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持出しを禁止する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成30年 4月から8月まで システムの改修(設計・構築)</p> <p>平成30年 9月から11月まで システム確認試験・接続試験</p> <p>平成30年12月 システムの本稼働</p>

件名 税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う証明書自動交付システムの改修に係る業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク及びISO27001を取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人 2 情報項目 証明書自動交付システムに記録している各項目(資料60-2(2))
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(証明書自動交付システム)
委託理由	1 コンピューターシステムの専門知識と技術を持つ民間業者に委託することにより、委託内容を迅速かつ効率的に行うことができる。 2 委託先は、住民票の写し等の証明書自動交付システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、当該委託先以外の者によるシステムの改修は困難である。 3 税証明書については、現在、自動交付機で交付を行っていないが、現行の自動交付機用のサーバの容量の増設及び改修をすることで、住民票の写し等とともに、税証明書のコンビニ交付用のサーバとして利用する。
委託の内容	1 改修業務 (1) 税務システムから、税証明書の作成に必要な情報を受信する機能の追加 (2) 税務システムから受信した情報をもとに、税証明書を作成する機能の追加 (3) 区の住基ネットCSからシリアル番号を取得し、記録する機能の追加 (4) 機構の証明書交付センターからシリアル番号等を受信する機能の追加 (5) 上記(4)で受信したシリアル番号等から対象者及び対象の税証明書を特定し、請求に応じた証明書データをPDFファイルで作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能の追加 2 上記(1)から(5)に係る機能の保守業務(故障・障害・不具合対応等)
委託の開始時期及び期限	【改修業務】平成30年4月2日から同年12月28日まで(予定) 【保守業務】平成30年12月1日から平成31年3月31日まで(予定・次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個人情報及び特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 2 個人情報及び特定個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、必要に応じて区職員による立入調査等の監査を行う。 3 委託先がシステム機器を操作する際は、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、セットアップ作業時は区職員が立ち会う。 5 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持出しを禁止する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。 2 従業者に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させる。 3 委託先が上記「委託の内容」欄に記載の各項目の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 バックアップ作業等で使用する外部媒体は、区が提供するものを使用させ、事業者の外部媒体は使用禁止とする。 5 作業で使用した外部媒体は、作業終了後、速やかに区に返却させる。 6 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持出し禁止とする。

件名 税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う地方公共団体情報システム 機構との外部結合について

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者で、かつ新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人のうち、キオスク端末から税証明書の申請をした者</p> <p>2 情報項目 (1) 受信する項目 シリアル番号等 (2) 送信する項目 証明書データ (PDFファイル形式・資料60-2(3))</p>
結合の相手方	地方公共団体情報システム機構
結合する理由	税証明書のコンビニ交付サービスの導入にあたり、税証明書の請求に係る情報及び当該請求に係る証明書データの送受信について、機構の証明書交付センターと結合した電気通信回線により行う必要があるため。
結合の形態	区の証明書自動交付システムと機構の証明書交付センターとの間を、LGWAN回線 (インターネットから切り離され、行政機関内に閉じた「総合行政ネットワーク」) で接続する。
結合の開始時期と期間	平成30年9月1日 (予定) から平成31年3月31日まで (次年度以降も同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>1 区と機構との間の通信には、閉域性の確保されたLGWAN回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、SSL通信 (データの盗取や改ざん等を防止するための暗号化通信の方法) による安全管理措置をとる。</p> <p>2 コンビニ交付サービスのネットワークにはファイアウォールを設置し、サーバへの外部からの不正侵入の脅威から防御している。</p> <p>3 区の証明書自動交付システム及び機構の証明書交付センターにおいては、証明書データ (PDFファイル形式) を送信した後は同データを速やかに消去し、保持しない仕組みとしている。</p>

件名 税証明書のコンビニ交付サービス実施に係る業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	地方公共団体情報システム機構
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者で、かつ新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人のうち、キオスク端末から税証明書の申請をした者 2 情報項目 (1) 受信する項目 シリアル番号等 (2) 送信する項目 証明書データ(PDFファイル形式)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(機構の証明書交付センターに設置された広域交付サーバ)
委託理由	コンビニ事業者等が設置するキオスク端末から税証明書の交付を受けられるコンビニ交付サービスを実施するためには、サービスの運営主体である機構に委託する必要があるため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 区が作成、発行した税証明書のキオスク端末からの交付 2 証明書交付センターのシステム構築及び運用 3 税証明書の偽造・改ざん防止措置 4 税証明書交付手数料の収納等 5 交付された税証明書の件数の取りまとめ 6 上記1から5までに付随するもので、区と機構で協議して合意した業務
委託の開始時期及び期限	平成30年12月1日(予定)から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託先と交わす契約書及び協定書(資料60-4)は、全国の区市町村が委託先と締結している統一様式によることとし、契約書及び協定書に記載の個人情報の保護措置を遵守させる。 2 委託先における個人情報の保護措置の状況について、年度あたり1回以上、確認を行う。 3 委託先が新たなコンビニ事業者等の参加を認める場合は、事前に委託先から区に報告させ、区が承諾したコンビニ事業者等に限り、再委託を認める。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 証明書交付センターのサーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 2 証明書交付センターでは証明書データを保持しない。 3 コンビニ交付サービスのネットワークには、閉域性の確保されたL2/L3回線及び専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、SSL通信(データの盗取や改ざん等を防止するための暗号化通信の方法)による安全管理措置をとる。 4 コンビニ交付サービスのネットワークには、ファイアウォールを設置し、サーバへの外部からの不正侵入の脅威から防御している。 5 証明書データの偽造・改ざん防止措置として、けん制文字、スクランブル画像及び偽造防止検出画像(資料60-5)を追加する。

件名 税証明書のコンビニ交付サービス実施に係る業務の再委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
再委託先	機構とあらかじめ委託契約を締結しているコンビニ事業者等(資料60-6)及び今後機構と委託契約を締結するコンビニ事業者等
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者で、かつ新宿区が保有している特別区民税・都民税の情報に係る個人のうち、キオスク端末から税証明書の申請をした者 2 情報項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受信する項目 シリアル番号等 (2) 送信する項目 証明書データ(PDFファイル形式)
処理させる情報項目の記録媒体	<p>電磁的媒体(コンビニ事業者等のECセンター(※)に設置されたシステム及びキオスク端末)</p> <p>※ コンビニ事業者等が設置・運用するデータセンター。キオスク端末と機構の証明書交付センターを中継する。</p>
再委託理由	区が機構に委託する業務のうち、下記「再委託の内容」は、機構があらかじめキオスク端末の設置主体であるコンビニ事業者等に委託している業務であるため、機構に委託すると同時にコンビニ事業者等に再委託する。
再委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 区が作成、発行した税証明書のキオスク端末からの交付 2 税証明書交付手数料の収納等 3 交付された税証明書の件数の取りまとめ 4 上記1から3までに付随するもので、機構とコンビニ事業者等で協議して合意した業務
再委託の開始時期及び期限	平成30年12月1日(予定)(区が機構に委託を開始した日)から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先が交わす契約書(資料60-4)により、委託先が再委託先に対してセキュリティに関する事項を遵守させる旨の義務を課す。 2 委託先と再委託先が交わす契約書(資料60-7)により、区が委託先に課す個人情報の保護措置と同等の措置を再委託先に遵守させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 キオスク端末では、セキュリティソフトにより印刷後速やかに証明書データを消去するほか、ECセンターでは証明書データを保持しない。 2 コンビニ交付サービスのネットワークには、閉域性の確保された専用回線を使用し第三者からのアクセスを排除するとともに、SSL通信(データの盗取や改ざん等を防止するための暗号化通信の方法)による安全管理措置をとる。 3 コンビニ交付サービスのネットワークには、ファイアウォールを設置し、サーバへの外部からの不正侵入の脅威から防御している。 4 キオスク端末は施錠管理し、端末保守員以外は開錠できないほか、同端末を取り扱う店舗内に監視カメラを設置する。 5 キオスク端末での税証明書取り忘れ防止のため音声と画面で警告するほか、万一取り忘れた場合は、速やかに従業員が遺失物として警察に届け出る。 6 各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。